

寒川町野外体育施設条例新旧対照表

現行	改正案															
<p>～略～ <u>(加える)</u></p>	<p>～略～ <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 田端スポーツ公園の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 田端スポーツ公園の利用の承認及びその取消しに関する業務</u></p> <p><u>(2) 田端スポーツ公園の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) その他田端スポーツ公園の管理運営に関して町長が必要と認める業務</u></p> <p><u>3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。</u></p> <p><u>4 第1項の場合における第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="805 1355 1433 2060"> <tbody> <tr> <td data-bbox="805 1355 1018 1534"><u>第5条</u></td> <td data-bbox="1018 1355 1225 1534">町長は必要があると認め</td> <td data-bbox="1225 1355 1433 1534">指定管理者は必要があると認め、町長の承認を得た</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1534 1018 1579"><u>第7条</u></td> <td data-bbox="1018 1534 1225 1579">町長</td> <td data-bbox="1225 1534 1433 1579">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1579 1018 1982" rowspan="2"><u>第8条</u></td> <td data-bbox="1018 1579 1225 1713">町長</td> <td data-bbox="1225 1579 1433 1713">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1018 1713 1225 1982">体育施設 利用するとき</td> <td data-bbox="1225 1713 1433 1982">田端スポーツ公園 利用するとき (指定管理者が必要と認め、町長の承認を得た場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1982 1018 2060"><u>第10条及び第12条</u></td> <td data-bbox="1018 1982 1225 2060">町長</td> <td data-bbox="1225 1982 1433 2060">指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>		<u>第5条</u>	町長は必要があると認め	指定管理者は必要があると認め、町長の承認を得た	<u>第7条</u>	町長	指定管理者	<u>第8条</u>	町長	指定管理者	体育施設 利用するとき	田端スポーツ公園 利用するとき (指定管理者が必要と認め、町長の承認を得た場合を除く。)	<u>第10条及び第12条</u>	町長	指定管理者
<u>第5条</u>	町長は必要があると認め	指定管理者は必要があると認め、町長の承認を得た														
<u>第7条</u>	町長	指定管理者														
<u>第8条</u>	町長	指定管理者														
	体育施設 利用するとき	田端スポーツ公園 利用するとき (指定管理者が必要と認め、町長の承認を得た場合を除く。)														
<u>第10条及び第12条</u>	町長	指定管理者														

第3条・第4条 (略)

(専用利用をすることができるもの)

第5条 専用利用をすることができるものは、10人以上の構成員(当該構成員の3分の2以上が町内に居住している者又は町内に在勤している者でなければならない。)を有する団体とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(加える)

第6条・第7条 (略)

(使用料)

第8条 田端スポーツ公園の施設を専用利用するもの及び田端スポーツ公園の付帯設備を利用する者は、別表に定める使用料

第4条・第5条 (略)

(専用利用をすることができるもの)

第6条 専用利用をすることができるものは、次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用者

とする。

体育施設	利用者
倉見スポーツ公園	町内団体(10人以上の構成員を有する団体のうち、町内に居住し、又は町内に在勤している者(以下この表において「町内在住者等」という。)の数が当該団体の構成員の3分の2以上を占める団体をいう。第9条において同じ。)
田端スポーツ公園	
田端スポーツ公園	一般団体(10人以上の構成員を有する団体のうち、町内在住者等の数が当該団体の構成員の3分の2に満たない団体をいう。第9条において同じ。)
町長が特に専用利用を必要があると認められた体育施設	町長が特に必要と認めるもの

第7条・第8条 (略)

(利用料金)

第9条 田端スポーツ公園の施設を専用利用する町内団体及び田端スポーツ公園の付帯設備を利用する者は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を、田端スポーツ公園の施設を専用利用す

_____を前納しなければならない。

(加える)

2 町長_____は、規則で定めるところにより、専用利用に係る使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長_____が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用承認の取消等)

第9条 町長は、利用承認を受けた者_____が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、又はその専用利用を中止させることができる。

(1) (略)

(2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) (略)

2 町長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは、当該利用承認を受けていた者_____に規則で定めるところにより通知するものとする。

(目的以外の利用の禁止)

第10条 利用承認を受けた者_____は、当該利用承認に係る体育施設について、専用利用目的以外の目的に利用し、専用利用をする権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一般利用の中止)

第11条 町長は、一般利用(専用利用以外の利用をいう。)をする者が第8条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その利用を中止させることができる。

第12条・第13条 (略)

別表(第8条関係)

1 体育施設

る一般団体は、指定管理者が定める町内団体が専用利用する場合の利用料金の額に1.5を乗じて得た額の利用料金を前納しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者は、規則で定めるところにより、専用利用に係る利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者_____が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用承認の取消等)

第10条 町長は、利用承認を受けたもの_____が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、又はその専用利用を中止させることができる。

(1) (略)

(2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) (略)

2 町長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは、当該利用承認を受けていたもの_____に規則で定めるところにより通知するものとする。

(目的以外の利用の禁止)

第11条 利用承認を受けたものは_____、当該利用承認に係る体育施設について、専用利用目的以外の目的に利用し、専用利用をする権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(一般利用の中止)

第12条 町長は、一般利用(専用利用以外の利用をいう。)をする者が第10条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その利用を中止させることができる。

第13条・第14条 (略)

別表(第9条関係)

1 体育施設

施設	単位	使用料
(略)		
2 田端スポーツ公園 付帯設備		
施設	単位	使用料
(略)		
備考 (略)		

施設	単位	金額
(略)		
2 田端スポーツ公園 付帯設備		
施設	単位	金額
(略)		
備考 (略)		
附 則		
<u>(施行期日)</u>		
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。		
<u>(経過措置)</u>		
2 この条例による改正後の寒川町野外体育施設条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。		
3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町野外体育施設条例の規定によりなされた承認等の処分その他の行為は、改正後の寒川町野外体育施設条例の規定によりなされた承認等の処分その他の行為とみなす。		